

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	美術品等の政府補償制度による展覧会事業に係る説明会等		担当部局庁	文化庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	文化財部美術学芸課		美術学芸課長 江崎典宏		
会計区分	一般会計		施策名	XⅢ-4 文化芸術振興のための基盤の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	展覧会における美術品損害の補償に関する法律 第3条、第13条、同施行令 第4条、同施行規則 第8条		関係する計画、通知等	展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について(通知)(平成23年6月1日庁房第108号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。(展覧会における美術品損害の補償に関する法律第1条(目的))							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	美術品補償制度(展覧会のために借り受けた美術品の損害に係る政府による補償制度)を運用するにあたり、美術館・博物館に対し作成した申請要領配布や各地での説明会開催を通じて、本制度の趣旨・目的、申請方法等について解説し、制度利用を促すものである。本制度の適用に当たっては、「展覧会の文化的意義・国民的利益」や「美術品の安全管理体制」が極めて重要であり、特に事故防止のための注意義務が主催者には従来以上に求められていることから、各美術館・博物館に対し、制度への申請及び適用に際しての注意事項等を広く周知するものである。また、対象美術品に損害が発生した場合、政府は、補償契約に基づき補償金を支払う義務を負うが、補償金の支払に当たっては、損害額の査定等の政府の業務の一部を損害保険会社等に委託するものである。 ※平成25年度から事業名を「美術品補償制度に係る説明会」に変更							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算			1	1	1	
		補正予算			-	-		
		繰越し等			-	-		
		計			1	1	1	
	執行額			1				
	執行率(%)			72.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	契約件数						5	10
			達成度	%			100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	説明会入場者数						260	—
						260	300	
単位当たりコスト	102,000円@回		算出根拠	(職員旅費+庁費)÷開催回数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	職員旅費	0.2百万円	0.2百万円					
	庁費	0.3百万円	0.3百万円					
	文化芸術振興委託費	0.1百万円	0.1百万円					
	計	0.6百万円	0.6百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、展覧会の開催を支援し、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とし、国民のニーズがあり優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	支出に当たっては、各社の見積書を徴集、比較することを通じ、競争性を担保しつつ、コスト削減に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	補償制度を通じて展覧会の開催を支援等を実施し、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を提供するものである。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>制度により、(万が一に損害が生じた場合における)国の負担の下に、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に多様で優れた展覧会が開催されているとともに、海外の美術品等を紹介することによる国際文化交流の推進、審査を通じた美術館等の展覧会の企画・運営能力の向上等の効果を発揮されている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>1. 事業評価の観点:本事業は、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合の政府補償制度を普及・運用するものであり、予算執行状況の観点から検証を行った。 2. 所見:本事業は「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づく政府補償制度の運用に必要な経費であり、コスト削減に留意しつつ、現在の事業内容を引き続き維持するべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について(通知)(平成23年6月1日庁房第108号)</p> <p>文化庁HP「展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について(通知)」 http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/hosyoseido/hourei.html</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	新23-0087

※平成23年度実績を記入

文化庁
1百万円



【随意契約・請負】

A. ヤマノ印刷(株)
0.2百万円

美術品等の政府補償制度
による展覧会事業に係る
説明会の資料印刷
(申請要領等)

※ 庁費等執行分

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

A.ヤマノ印刷(株)					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
印刷費	説明会資料印刷	0.2			
計		0.2	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ヤマノ印刷(株)	美術品等の政府補償制度による展覧会事業に係る説明会の資料印刷	0.2	随意契約	—